

税関様式 B 第 1070 号
平成 年 月 日

税 関 長 殿

営 業 明 細 書

申 請 者

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

（注） 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を
記載して下さい。

（規格 A 4）

組織関係（営業明細書）

1	本店(社)	氏名・名称	所在地	代表(責任)者	通関士
2	管内営業所				
3	設立年月日		4 年間通関取扱 見込件数	輸出申告	輸入申告
5	組織の種類	株式 合名 合資 有限 組合 個人			
6	兼業(免許の有無)	港湾(有・無) 倉庫(有・無) 陸運(有・無) 海運(有・無) 運送代理(有・無) その他()			
7	提携企業の名称	(1)	(2)	(3)	(4) (5)
8	組織図				

- (注)(1) 「2」欄には、通関業務を行う営業所のみを記入して下さい。ただし、営業所(又は主たる営業所)が本店内に所在するときは、氏名、所在地は「」で表示し、責任者及び通関士の氏名のみ記入して下さい。
- (2) 「5」～「6」欄は、該当箇所を で囲んで下さい。
- (3) 「7」欄には自己が下請関係にある親企業、自己が親企業関係にある下請企業等の名称を記入して下さい。
- (4) 「8」欄には企業の組織を最下部まで解りやすく図示し、組織単位ごとに人員を付記して下さい。
- (5) 計上時点は、申請時点とする。

(規格 A 4)

従業員関係（営業明細書）

		通 関 業 務（見込み）						兼業を含む通関業者全体
		役 員	営業所責任者	通関士	証票交付従業者	その他従業者	計	
従業員数	配置							
	実働							
平均経験年数 （年）								

- (注) (1) 「通関士」が「役員」又は「営業所責任者」を兼ねる場合には、「通関士」の欄に計上し、「役員」又は「営業所責任者」の「配置」欄に（ ）書きでその人員を計上して下さい。
- (2) 「営業所責任者」が「役員」である場合も上記(1)に準じ、「営業所責任者」欄に計上し、「役員」の「配置」欄に（ ）書きでその人員を計上して下さい。
- (3) 「配置」と「実働」の記入は、例えば、通関士甲乙2名が配置されており、そのうち、甲は通関業務を専担し、乙は通関業務を50%、総務部門を50%担当しているような場合、「配置」欄には「2」、「実働」欄には「1.5」と記入して下さい。
- (4) 「平均経験年数」は配置人員について記入し、経験年数は通関業務（他の通関業者の通関業務に従事していた場合を含む。）のみの経験年数を記入して下さい。
この場合、少数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを計上して下さい。
- (5) 計上時点は「 」表の(5)による。

(規格 A 4)

資産関係 (営業明細書)

(単位 : 千円)

1	資本金					
2	資 産	(1) 流動資産		(2) 固定資産		
3	負 債	(1) 流動負債		(2) 固定負債		
4 許可に係る税関管内の全営業所の固定資産						
内 訳	部門別	通関業務部門		兼 業 部 門		合 計
		数量	価 格	数量	価 格	数量
	土 地					
	事 務 所					
	倉 庫 ・ 上 屋					
	その他の建造物					
	ト ラ ッ ク					
	乗 用 車					
	二 輪 車					
	船 舶					
	大型荷役機械					
	電 子 計 算 機					
	そ の 他					
	合 計					

- (注) (1) 「 1 」 ~ 「 3 」 欄は企業全体のそれを記入して下さい。
- (2) 「 4 」 については、経理組織等の関係で困難な場合には、通関業務を行う営業所に係る部分のみ対象として計上して差し支えないものとし、また、設備が確定していない場合には、設備される予定の見込資産を計上して下さい。
- その他資産には、記載されているもの以外に主な資産がある場合に記載して下さい。
- (3) 固定資産の価格は、帳簿価格によるものとする。
- (4) 計上時点は最近の決算日のものとする。

(規格 A 4)

損 益 関 係 (営 業 明 細 書)

項 目	事 業 全 体 (最近の事業年度の計)	通 関 業 部 門 (許可後 1 年間の見通し)
営 業 収 入 総 額		
同 支 出 総 額		
内 訳 { 人 件 費 { 物 品 費 等		
営 業 利 益		
営 業 外 収 入		
営 業 外 費 用		
純 利 益		
法 人 税		
税 引 純 利 益		

(注)(1) 「事業全体」については、原則として許可を受けようとする税関の管内の営業全体を対象に含めるものとするが、経理組織等の関係で困難な場合には、通関業務を営もうとする営業所に係る部分のみを対象として差し支えない。この場合には、その旨を注書して下さい。

また、事業年度については、1 年以内に 2 以上の事業年度があるときは、これらを通じた期間とする。

(2) 「通関業部門」の「営業外収入」欄には、通関業者が専業者である場合又は通関業がその主たる事業である場合にのみ記入して下さい。なお、この場合の金額は、当該企業全体の分とする。

(3) 「通関業部門」の「法人税」の額は、事業全体の法人税に係る実行税率により推定して計算のうえ記載して下さい。

(4) 本様式には、当該業者にかかる最近の事業年度の損益計算書及び貸借対照表を添付して下さい。

(規 格 A 4)